

オオイタおそと時間広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、オオイタおそと時間への広告掲載を適正に行うため、オオイタおそと時間広告掲載要綱（以下「要綱」という。）に基づく広告の取扱いについて、必要な事項を定める。

(広告の掲載位置及び枠数)

第2条 要綱第3条の規定による広告の掲載位置及び枠数は、原則として次のとおりとする。

広告の掲載位置	オオイタおそと時間	トップページ下部
広告の枠数	4枠	

(広告の種類)

第3条 要綱第5条第1項第1号の規定による広告の種類は、バナー広告とする。

(広告の規格)

第4条 要綱第5条第1項第2号の規定による広告の規格は、原則として次の各号のとおりとする。

- | | |
|------------------|-------------------------------|
| (1) 大きさ | 縦93ピクセル、横280ピクセル |
| (2) データ形式 | JPEGもしくはPNG |
| (3) データ容量 | 30キロバイト以下 |
| (4) 画像のALT属性テキスト | 「広告：」で始め、「広告：」を除き全半角問わず30文字以内 |

(広告の禁止表現)

第5条 要綱第5条第1項第3号の規定による広告の禁止表現は、原則として次の各号に掲げるものとし、各号のいずれかに該当する場合は、その広告は掲載しない。

- (1) 閲覧者の意思に反した動きをしたり、誤解を与えたりするおそれがあるもの
(例) 「閉じる」、「いいえ」、「キャンセル」等の表現、ラジオボタン等
- (2) 実際には機能しないもの
(例) 入力できるように見えるテキストボックス、下に選択肢があるように見えるプルダウンメニュー等
- (3) 県の情報と錯誤するおそれのある表現、画像の使用
(例) 「大分県〇〇情報」と表示、大分県徽章・県旗の使用等
- (4) その他広告の表現として適切でないと認められるもの

(広告の制限事項)

第6条 要綱第5条第1項第4号の規定による広告の制限事項として、広告の表現、配色等で閲覧者に不快感を与えるおそれがあると認められる場合は、その内容を制限することができる。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、広告の取扱いについて必要な事項は、県が別に定める。

附則

この要領は、令和6年1月31日から施行する。